

全国電力生協連からのお知らせ

ご契約内容ご確認のお願い

【火災共済引受証書】に記載されている「共済の対象（目的）」の内容をご覧ください、変更がないかご確認をお願いします。

ご契約内容が事実と相違している場合には、共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

契約住所・構造等に変更がある場合は、所属する生協<お問い合わせ先>までご連絡をお願いします。

「火災共済事業規約」の一部改正のお知らせ

改正の概要

詳細は「重要事項説明書<火災共済事業規約>」をご覧ください。

共済金

○ 「雷・雹害、凍結による被害」の共済金限度額引上げ

同じ自然災害において異なる共済金限度額（災害別の割合）としていることから、現行の4区分「①火災②風水雪害③雷・雹害④その他災害（凍結）」から「①火災②自然災害③その他災害」の3区分とします。【平成25年1月1日以降の罹災日から適用】

○ 共済金を支払わない損害

国内外における火災保険（共済）において免責としている核燃料（放射性）物質による被害については、火災共済事業規約では免責としていないことから、共済金を支払わない損害に規定します。【契約発効日以降の罹災日から適用】

○お支払いする共済金について（火災共済事業取扱規則の一部改正【平成25年1月1日実施】）

算出した共済金に千円未満の端数が出た場合は、千円単位に切上げてお支払いしてますが、契約発効日が平成25年1月1日以降の契約で罹災日が実施日以降の共済金は、円単位の支払いとします。

重複保険 <他の保険契約等がある場合の共済金支払い>

【他の保険契約等とは】

共済の目的を同一として火災等・自然災害による損害に対して共済金または保険金を支払う共済契約または保険契約をいいます。（始期（発効）日によらず、また、保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず火災共済契約と同一の損害または費用の一部または全部に対して保険金等を支払う契約）

<建物をA社、動産をB社と契約している場合や保障（補償）の内容が異なる場合は「他の保険契約等」には該当しません。>

■詳細は、裏面をご覧ください。

■ 共済金の支払い方法の変更 < 他の保険契約等がある場合 >

【規約改正前】の共済金支払い < 独立責任額按分方式 >	【規約改正後】の共済金支払い < 独立責任額全額支払方式 >
支払責任額(他の保険契約がないものとして算出した額)の合計額に対する他保険会社等(各社)の支払責任額の割合により算出した金額を、各社がそれぞれ分担して支払います。	共済金(保険金)請求を受けた保険会社等が支払責任額の全額を支払い、他保険会社等(各社)の支払責任額の合計額に対する割合により按分することによって求められる負担額を超える部分(分担額)について、他の保険会社等に求償します。

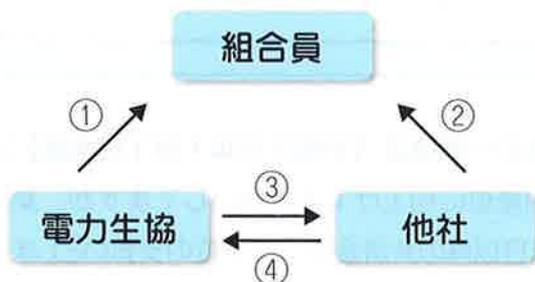
◎ 電力生協に共済金を請求した場合

- ・ 他の保険契約等がないものとして契約内容に基づき損害額を限度として共済金を支払います。
- ・ 共済金支払い後は他の保険会社等に求償します。
- ・ 組合員が受取る共済金が損害額に不足している場合、他の保険会社に臨時費用保険金等の特約保険金がある場合は、他の保険会社等への請求手続きが必要となります。

◎ 電力生協が独立責任額全額支払し、重複他社が差額を支払うケース

損害金	1,200万円
-----	---------

	電力生協	他社
共済(保険)金額	1,000万円	1,000万円
共済(保険)金支払方式	全額払	全額払
請求順序	先	後
最終支払額	600万円	600万円



①	電力生協は組合員に1,000万円を支払います。 ※電力生協は、損害金を全額支払えないので、組合員に対して他社への請求を教示します。
②	他社は組合員に200万円(損害額－電力生協支払額)を支払います。
③	電力生協は他社に独立責任額600万円を超えた額(400万円)を求償します。
④	他社は電力生協に対して400万円を支払います。

※臨時費用保険金等の特約保険金がある場合は、各社から支払います。

※複数の保険会社等に請求し損害額以上の保険金・共済金支払いを受けられるものではありません。
※重複保険で評価額を超える共済(保険)金額を契約(超過保険)している場合は、掛金(保険料)がムダになってしまいますので契約内容の見直しをお奨めします。

■ 詳細につきましては、所属している電力生協にお問合わせください。■